

写

答 申 書

令和5年12月20日

春日部市特別職報酬等審議会

令和5年12月20日

春日部市長 岩谷 一 弘 様

春日部市特別職報酬等審議会

会 長 早 川 芳 夫

議員の報酬及び特別職の給料の額等について（答申）

令和5年11月14日付、春人発第988号で貴職から諮問がありました標記について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 市議会議員の報酬の額

議長、副議長及び議員とも現行の額に据え置くことが適当である。

2. 市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者の給料の額

市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者とも現行の額に据え置くことが適当である。

3. 付帯意見

今回は物価上昇の影響等を踏まえて据え置きの方針となったが、本来であれば国の特別職と同様の引き上げを実施すべきという議論の方向性を尊重し、来年度以降に再度審議することが適当である。

1. 審議経過

当審議会は、令和5年11月14日に、春日部市議会議員の報酬並びに市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者の給料（以下「特別職の報酬等」という。）の額について市長から諮問を受け、同日及び令和5年12月20日の計2回審議会を開催し、その答申を行うこととなった。

2. 審議内容及び結論

当審議会は、特別職の報酬等の額の検討に際し、「市の財政状況」、「国家公務員及び春日部市職員の給与改定の状況」、「議員の活動状況」、「他自治体との比較」、「現下の社会経済情勢」等を考慮し、さらに市民の理解が得られるようにという観点から、次のとおり審議を行った。

特別職の報酬等について

昨今の社会経済情勢としては、物価上昇により実感は乏しいものの、最低賃金の大幅な引き上げもあり、民間企業の給与は上昇している状況にある。

国家公務員の俸給においても、令和5年人事院勧告では、若年層に重点を置いてはいるものの、指定職職員を含め、増額改定となった。それに伴い、国の特別職においても指定職職員に準じた俸給の増額改定が行われたところである。

春日部市の一般職員の給料においても、例年、人事院勧告に準拠した対応としていることから、増額改定が見込まれるところである。

また、春日部市の財政状況は、一部懸念すべき要因はあるものの、おおむね良好であると判断される。

これらの状況に加えて、特別職の報酬等については、平成22年度の引下げ以降、据え置きが続いており、引き上げにおいては平成8年度が最後であることも鑑みると、国の特別職と同様、引き上げを実施することが適当であると考えられる。

しかしながら、昨今の物価上昇が国民生活に深刻な影響を及ぼしており、内閣総理大臣をはじめとする国の特別職においては、給与改定による増額分を国庫へ返納することとなった。また、県内においては、審議会を開催しない動きを含め、多くの自治体が給与改定を行わないほか、特別職の報酬等を引き上げる答申後、社会経済情勢を考慮し、特例的に市長等の給料を1年間据え置く方針をとる自治体も存在した。

このような状況を踏まえると、引き上げについては、実施時期を慎重に見定める必要がある。そのため、今回は据え置きとし、来年度以降に再度検討することが適当であるとの結論に達した。

3. おわりに

特別職の報酬等に係る答申については、慎重に審議を重ねた結果、最終的に「据え置き」という結論に達したものであるが、物価上昇による市民生活への影響等を踏まえ、市議会議員及び市長をはじめとする特別職各位におかれては、今後とも行財政の効率化、健全化に取り組み、市民の福祉向上と市政の発展により一層尽力されることを切望し、答申の結びとする。

春日部市特別職報酬等審議会

会 長	早 川 芳 夫
会長職務代理者	渡 邊 健 二
委 員	小 川 隆
委 員	小 屋 裕 明
委 員	園 田 俊 博
委 員	高 山 まさ子
委 員	知 久 真規子
委 員	中 村 靖 史
委 員	藤 田 洋 平
委 員	村 田 小百合